



秋田県公報

目次	ページ
告示	
○救急病院の認定(七五七・医務課)	1
○第三十五回採石業務管理者試験の合格者(七五八・資源工 ネルギー課)	1
○争議行為の予告(七五九・雇用労働政策課)	1
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(七六〇・都市 計画課)	1
○道路区域の変更及び供用開始(七六一・道路課)	2
○道路の供用開始(七六二・七六三・道路課)	2
○開発行為に関する工事の完了(七六四・北秋田地域振興局 建設部)	2
公告	
○県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田地域振興局農林 部)	2
人事委員会規則	
○人事委員会規則一―(公平委員会の事務委託市町村及 び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規 則	2

告 示

秋田県告示第七百五十七号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一
 条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、
 同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年十一月 二日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	認定の有効期限
所 在 地	

本荘第一病院	由利本荘市岩瀬下百十番地	平成二十一年 十月二十四日
--------	--------------	------------------

秋田県告示第七百五十八号

平成十八年十月十三日に実施した第三十五回採石業務管理者試
 験の結果次の受験番号の者が合格したので、告示する。
 平成十八年十一月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

受験番号	一	二	三	四
	一	八	二二	二五
	三二	三六	三七	

秋田県告示第七百五十九号

平成十八年十月二十三日中通病院労働組合執行委員長草皆千枝
 子から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関
 係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四
 第四項の規定に基づき、公表する。
 平成十八年十一月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 事件
- (一) 賃金及び一時金に関する事。
 - (二) 職員増員に関する事。
 - (三) 労働条件の改善に関する事。
- 二 日時
- 平成十八年十一月十日以降事件解決の時まで、連日又は短時
 間にわたって行う。
- 三 場所

秋田市中通五丁目九番二十二号 医療法人明和会本

秋田市南通みその町三番十五号 中通総合病院

秋田市中通六丁目一番五十八号 中通リハビリテー
ション病院及び中
通歯科診療所

秋田市土崎港北六丁目一番五号 港北中通診療所
秋田市南通みその町四番十七号 中通健康クリニッ
ク

秋田市仁井田潟中町二番四十一号

秋田市中通六丁目十四番十八号

秋田市土崎港北六丁目一番五号

秋田市仁井田新田三丁目一番十五号

秋田市新屋勝平町三番二十一号

秋田市手形十七流十番十一号

秋田市檀山登町三番十八号

大仙市大曲上栄町四番三号

大仙市大曲上栄町一番九号

大仙市大曲栄町十三番六十三号

大仙市大曲日の出町二丁目三番二十七号

大曲訪問看護ステーション

秋田県告示第七百六十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十条第一項
 の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更を
 認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の
 規定に基づき、公告する。
 平成十八年十一月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 土地区画整理事業の名称

横手市中田地区土地区画整理事業

二 施行者の名称

イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也

三 施行地区

横手市婦気大堤字中田及び田久保下の各一部

四 事務所の所在地

ふき健診クリニッ

ク

南通訪問看護ステ

ーション及び南通

在宅介護支援セン

ター

港北訪問看護ステ

ーション

仁井田訪問看護ス

テーション

割山訪問看護ステ

ーション

手形訪問看護ステ

ーション

中通高等看護学院

大曲中通病院

大曲中通歯科診療

所

大曲訪問看護ステ

ーション

大曲みなみクリニ

ック

ツク

四 概要

救急外来患者及び入院患者の保安要員若干名を除くすべての
 組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

湯沢市字仁井田二十一番地二 株式会社ウヌマ地域総研湯沢支社内
 五 施行認可の年月日
 平成十年三月十日
 六 事業施行期間

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	二百八十二号	鹿角郡小坂町大字荒谷外二字小滝外六国有林三〇〇八林班い小班まで	六・七五〇一四・〇〇	〇・〇七〇
	新	旧	二百八十二号	外六国有林三〇〇八林班い小班まで	八・二五〇一四・〇〇	〇・〇七〇

二 供用開始の期日 平成十八年十一月二日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年十一月二日から同月十五日まで

秋田県告示第七百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十八年十一月二日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	湯沢雄物川大曲線	横手市十文字町植田字沢田十九番二地先から横手市平鹿町樽見内字北沢一六〇番まで

二 供用開始の期日 平成十八年十一月二日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年十一月二日から同月十五日まで

秋田県告示第七百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定

七 平成十年三月十日から平成二十年三月三十一日まで変更の内容
 八 施行地区内の宅地の地積及び資金計画の変更
 変更認可の年月日
 平成十八年十月二十六日

一 供用開始の区間

に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十八年十一月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	日三市角館線	仙北市角館町小勝田前田一七番一地先から角館町川原町六六番六地先まで

二 供用開始の期日 平成十八年十一月二日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年十一月二日から同月十五日まで

秋田県告示第七百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、平成十八年七月十二日付け指令北建一〇五九で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十八年十一月二日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 秋田市寺内字蛭根八十五番地七
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田いすゞ自動車株式会社 代表取締役 辻 良 之

秋田県告示第七百六十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十八年十一月二日
 秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

二 開発区域に含まれる地域の名称
 大館市川口字隼人岱一番、一番一、二番一、二番三、二番四、二番五、四番九、五番、五番一、六番二、七番、八番一、三十八番一、三十八番八、三十八番九、百三十七番、百三十七番一、百三十七番二及び法定外公共物

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十八年十一月二日

一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 寺 田 典 城
 場整備事業)換地計画書の写し
 二 縦覧期間 平成十八年十一月二日から同年十二月一日まで
 三 縦覧場所 五城目町役場

人事委員会規則

人事委員会規則一〇一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十八年十一月二日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則
 規則一一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。
 別表第一男鹿市の項の次に次のように加える。

湯沢市	本庁	議会事務局 市長部局 収入役室 教育委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	局長 部長、課長、総務課の総務班長、文書法制班長、人事給与班長及び秘書班長、財政課の財政班長 課長 教育長、教育次長、課長
	出先機関	総合支所 福祉事務所	支所長、課長 所長、課長
にかほ市	本庁	議会事務局 市長部局 収入役室 教育委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	局長 部長、主幹、課長、室長、センター長、所長 室長 教育長、教育次長、主幹、課長、所長 書記長 局長 局長
	出先機関	総合支所 福祉事務所	支所長、課長 所長、課長

別表第一北秋田市の項の次に次のように加える。

公民館	館長
フェライト子ども科学館	館長
図書館	館長
白瀬南極探検隊記念館	館長
勤労青少年ホーム	館長

附則
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
平成十八年十月十七日正誤欄中 (原稿誤り)	四上	終りから三〇一	第二十九条第一項及び第二項の規定により	第二十九条第一項の規定により
平成十八年十月二十日(第千八百二十一号)掲載の秋田県告示第七百三十六号(開発行為に関する工事の完了) (原稿誤り)	二	中 終りから一	第二十九条第二項	第二十九条第二項

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話 082-8766 FAX 082-0005
 E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄